

社会保障の給付費削減に反対する意見書（案）

安倍政権は7月中旬以降、介護・医療・年金・生活保護などの給付削減案を次々と国の審議会で打ち出し、来年の通常国会に提出しようとしています。社会保障予算の自然増を抑制するため年間3千～5千億円の経費を圧縮する案は、かつて小泉内閣が実行した「毎年2200億円の自然増削減」路線を、より乱暴に推進するものです。

安倍内閣が2015年12月に決めた「社会保障改革の工程表」をみると、介護保険では、「要介護1・2」の訪問介護のうち調理や掃除などの生活援助、車イスや介護用ベッドなどの福祉用具レンタル、住宅バリアフリー改修などを「原則自己負担」とする計画です。

年金では、積立金を株価維持の道具に使うことで巨額の損失を生み出す一方、国民への年金給付は削られ続けています。2017年度の年金もマイナス改定の計画であり、すでに国会に提出されている「マクロ経済スライド」の強化法案を、秋の臨時国会で審議・採決しようという動きです。

医療では、「75歳以上の窓口2割負担化」や、「入院患者の食費・居住費（水光熱費分）の負担増」、「風邪薬や胃腸薬など市販品と効能が似ている医薬品の保険給付外し」など患者負担増のオンパレードです。

生活保護についても、「行政が“就労活動を怠っている”と判断する受給者への保護費減額」や「医療扶助の支給水準の見直し」など、受給者いじめと保護費削減をさらに強化する案が書かれています。

このままでは、日本の社会保障はまともな給付保障もないまま、保険料や税金だけが情け容赦なく取り立てられるという“国民収奪の仕組み”に変質しかねません。

よって、政府においては、社会保障の給付費削減をやめ、貧困と格差を是正する制度改革を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年 月 日

茨城県議会議長 小川一成

（提出先）

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長